



(公印省略)

大交企第745号  
平成30年5月14日

公益財団法人大分県老人クラブ連合会長 殿

大分県警察本部交通部長

「全県交通非常事態宣言」の発令に伴う協力について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、交通安全対策をはじめ警察業務各般にわたり格別の御支援、御協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、県下では、5月7日に日田警察署管内、同月11日に玖珠警察署管内、同月12日に大分東警察署管内、同月13日には佐伯警察署管内とわずか7日間に4件の交通死亡事故が連続発生し、昨日現在の交通事故死者数は11名となりました。

これを受け、本日、大分県警察本部長名による「全県交通非常事態宣言」が下記のとおり発令され、交通指導取締り等の街頭活動を強化するほか、広報啓発活動を強力に推進いたします。

つきましては、更なる重大交通事故の発生を抑止するため、添付チラシを御活用いただきまして、貴連合会員の皆様へ「全県交通非常事態宣言」が発令されたことを周知していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 発令権者  
大分県警察本部長
- 2 発令種別  
全県交通非常事態宣言
- 3 発令期間  
平成30年5月14日（月）から同年5月20日（日）までの7日間

担当 大分県警察本部交通企画課 安全係

097-536-2131（内線）5042 5043